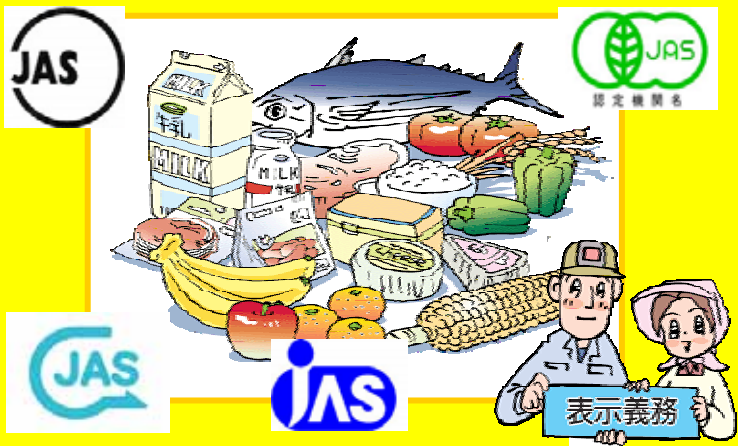


消費者の信頼を得るために！

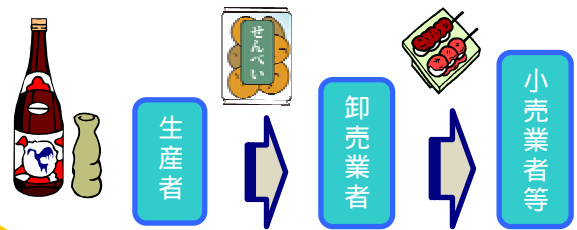
～食品表示・米トレ-サビリティ～

皆さんはお買い物の際、産地や原材料名等の「食品の品質表示」をご覧になっていますか？
また、「トレ-サビリティ」（食品事故の対応等に有効な仕組み）という言葉をご存知ですか？
今回はJAS法により義務づけられている食品表示のしくみと、平成22年10月1日から
施行された「米トレ-サビリティ法」等についてご紹介します。



米トレ-サビリティ

入出荷記録 保存義務
産地伝達義務（平成23年7月1日から実施）



開催期間

平成22年11月1日（月）～19日（金）
8：30～17：15（土・日曜日および祝日を除く、最終日は12時まで）

開催場所

中国四国農政局「消費者の部屋」
岡山市北区下石井1-4-1（岡山第2合同庁舎1階）
庁舎北側玄関から入館すれば受付せずにご覧になれます。

問い合わせ先

消費・安全部 表示・規格課 担当：^{イディ}出射、香西（JAS）
電話 086-224-4511（内線2337、2336）
食糧部 消費流通課 担当：山口、山本（米トレ-サビリティ）
電話 086-223-3131（内線438、441）
消費・安全部 消費生活課 担当：岡田、片井（消費者の部屋）
電話 086-224-4511（内線2314、2321）

